

議案第228号

福岡市ももち体育館に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する福岡市ももち体育館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市ももち体育館に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市ももち体育館

2 指定管理者に指定する者

ももち未来ネットワーク

代表者 福岡市中央区長浜一丁目1番35号

株式会社 JTB九州

福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号

株式会社 ファビルス

福岡市城南区別府七丁目7番32号内藤ビル103号室

特定非営利活動法人 わかばスポーツ&カルチャークラブ

3 指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで